第１章　方針策定の考え方

１　策定の背景

急速な少子･高齢化の進展等により､一層の福祉･介護ニーズの増大が見込まれる中で、千葉県では、施設整備や在宅サービス等の充実に取り組んでいますが、介護保険や障害福祉サービス等を担う施設・事業所では、必要な職員の確保・定着が厳しい状況にあり、福祉人材の確保が喫緊の課題となっています。

また､これまで福祉人材確保･定着対策については､国の経済対策により創設された｢障害者自立支援対策及び福祉・介護人材確保対策臨時特例基金」等を活用して事業を展開してきましたが、平成２７年度からは、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度「地域医療介護総合確保基金」が創設され、地域の実情に応じた介護従事者確保対策を支援しています。

２　策定の趣旨

この喫緊の課題に対して、県では、平成２０年９月に「千葉県福祉人材確保・定着対策本部」を設置し、総合的な対策に取り組んできたところですが、一定の方向性の中で事業を推進することが重要であることから、県としての施策の基本的な方向性を示す「千葉県福祉人材確保・定着推進方針」を策定するものです。

３　方針の位置づけ

この方針は、福祉人材の確保･定着に係る施策を進める上での総合的な指針となるものです。この方針により、県、福祉関係団体、教育機関及び事業者等が連携・協働して、全県的に事業の推進に取り組み、福祉人材の確保・定着を図ろうとするものです。

４　目　標

質の高い福祉人材の確保・定着を図るため、以下を目標として取組みます。

（１）必要な福祉人材を将来にわたって安定的に確保する。

（２）離職率を全産業と同レベルにする。

５　期　間

一定の方針のもと、中期的な展望にたって事業を継続的に進めるため、平成２６年度から３０年度までの５年間を期間とします。

なお、事業の進捗状況等を踏まえ、３年を目途に方針の中間見直しを行います。